

「水質基準に関する省令」、「水道施設の技術的基準を定める省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の一部改正案に関する意見の募集について

平成 22 年 9 月 6 日
厚生労働省健康局水道課

水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 4 条第 2 項においては、水道水の水質基準に関して必要な事項は厚生労働省令で定める旨を規定しており、これを受けて、「水質基準に関する省令」(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)において、水道水に関する検査事項と当該事項各々に係る基準を規定しています。水質基準に関しては、その時々科学的知見の集積に基づき、逐次見直しを行うこととし、これまでも改正を行ってきました。

今般、内閣府食品安全委員会における最新の食品健康影響評価に基づき、「水質基準に関する省令」の一部を改正するとともに、これに伴い、「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成 12 年厚生省令第 15 号)及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」(平成 9 年厚生省令第 14 号)の一部を改正することを予定しています。このため、それぞれの省令の改正について、別添 1~3 のとおり案を作成しました。

つきましては、本案に関して御意見のある場合には、下記により提出してください。皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。

なお、提出していただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

記

1. 募集期間

平成 22 年 9 月 6 日 (月)~平成 22 年 10 月 5 日 (火)
(郵送の場合は同日必着)

2. 資料入手方法

厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び電子政府の総合窓口[e-gov] (<http://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄に掲載します。

3. 提出方法

御意見には理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。理由については、可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。

なお、提出していただく御意見には、必ず「水質基準に関する省令等の一部改正について」と明記してください。

〈インターネット入力フォームの場合〉

[こちらをクリックし、起動する入力フォームに記入してください。](#)

〈ファクシミリの場合〉

ファクシミリ番号：03-3503-7963

厚生労働省健康局水道課水道水質管理室あて

〈郵便の場合〉

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省健康局水道課水道水質管理室あて

4. 御意見等の提出上の注意

御意見は、日本語に限らせていただきます。

個人の場合は氏名、住所、職業、連絡先（電話番号及び FAX 番号）を、法人の場合は法人名、所在地、担当者の氏名、所属及び連絡先（電話番号及び FAX 番号）を、それぞれ記載してください。（連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。）

なお、寄せられた御意見は、個人を特定することのできる情報を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了解願います。

水質基準に関する省令の改正案について（概要）

1 改正の趣旨

- 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 4 条第 2 項においては、水道水の水質基準に関して必要な事項は厚生労働省令で定める旨を規定しており、これを受けて、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号。以下「水質基準省令」という。）において、水道水に関する検査事項と当該事項各々に係る基準を規定している。この基準については、その時々¹の科学的知見の集積に基づき、これまでも逐次改正を行ってきたところ。
- また、食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号)第 24 条第 1 項第 7 号において、水質基準省令を制定又は改廃しようとするときは、食品安全委員会の意見を聴かなければならないこととされている。
- 今般、厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 22 年 2 月開催）において示された方向性に基づき、水質基準に関して食品安全委員会に意見を求め、その結果、食品安全委員会から回答のあった内容等を踏まえて、水質基準省令の内容の見直しを行う。

2 改正案

水質基準省令の表中「トリクロロエチレン」に係る水質基準について、現行の 0.03mg/L 以下から 0.01mg/L 以下に変更する。

3 根拠法令条項

水道法第 4 条第 2 項

4 施行予定日

平成 23 年 4 月 1 日

●水質基準に関する省令等の一部を改正する省令案（仮称）新旧対照条文

○水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）関係

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。					
十九 十九 十	(略)	(略)	十九 十九 十	(略)	(略)
十八	トリクロロエチレン	〇・〇一mg/l以下であること。	十八	トリクロロエチレン	〇・〇三mg/l以下であること。
十七	(略)	(略)	十七	(略)	(略)

水道施設の技術的基準を定める省令の改正案について（概要）

1 改正の趣旨

- 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 5 条第 4 項においては、水道施設の技術的基準に関して必要な事項は厚生労働省令で定める旨規定しており、これを受けて、水道施設の技術的基準を定める省令（平成 12 年厚生省令第 15 号）において、水道施設に必要な要件を規定している。
- 同令においては、水道施設において浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等により水に付加される物質の基準（以下「薬品基準」という。）については第 1 条第 16 号の規定に基づき別表第一に、水道施設において浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等の材質の基準（以下「資機材材質基準」という。）については、同条第 17 号ハの規定に基づき別表第二に、それぞれ規定している。
- これらの基準は、水道法第 4 条第 1 項に規定された水質基準の確保を担保するため、同条第 2 項の規定に基づき定められた水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号。以下「水質基準省令」という。）と整合を図りつつ定められている。
- 今般、水質基準省令の一部改正に伴い、薬品基準及び資機材材質基準の改正を行う。

2 改正案

- 薬品基準を以下のとおり改正する。
 - ・ 「トリクロロエチレン」に係る基準について、現行の 0.003mg/L 以下から 0.001mg/L 以下に変更する。
- 資機材材質基準を以下のとおり改正する。
 - ・ 「トリクロロエチレン」に係る基準について、現行の 0.003mg/L 以下から 0.001mg/L 以下に変更する。
- ただし、施行日時点で現に設置されている資機材等については、当該水道施設の大規模の改造時までは、改正後の規定の適用を猶予することとする。

3 根拠法令条項

水道法第 5 条第 4 項

4 施行予定日

平成 23 年 4 月 1 日

●水質基準に関する省令等の一部を改正する省令案（仮称）新旧対照条文

○水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）関係

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第一条関係）		別表第一（第一条関係）	
事項	基準	事項	基準
カドミウム及びその化合物	(略)	カドミウム及びその化合物	(略)
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
テトラクロロエチレン	(略)	テトラクロロエチレン	(略)
トリクロロエチレン	○・○○一mg/ℓ以下であること。	トリクロロエチレン	○・○○三mg/ℓ以下であること。
ベンゼン	(略)	ベンゼン	(略)
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
塩素酸	(略)	塩素酸	(略)
別表第二（第一条関係）		別表第二（第一条関係）	
事項	基準	事項	基準
カドミウム及び	(略)	カドミウム及び	(略)

その化合物	(中略)	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	ベンゼン	(中略)	N・N-ジメチルアニリン
	(中略)	(略)	○・○○一mg/l以下であること。	(略)	(中略)	(略)

その化合物	(中略)	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	ベンゼン	(中略)	N・N-ジメチルアニリン
	(中略)	(略)	○・○○三mg/l以下であること。	(略)	(中略)	(略)

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の改正案について（概要）

1 改正の趣旨

- 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条においては、水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質について政令で定める旨規定しており、これを受けて、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 5 条第 1 項に給水装置の構造及び材質の基準について規定し、同条第 2 項において、同条第 1 項各号に規定する基準を適用する際に必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める旨規定している。これを受けて、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 14 号）において、給水装置の構造及び材質の基準を定めている。
- 同令第 2 条第 1 項において、給水装置の浸出等に関する基準（以下「給水装置浸出性能基準」という。）について規定している。この基準は、水道法第 4 条第 1 項に規定された水質基準の確保を担保するため、同条第 2 項に基づき定められた水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号。以下「水質基準省令」という。）と整合を図りつつ定められている。
- 今般、水質基準省令の一部改正に伴い、給水装置浸出性能基準の改正を行う。

2 改正案

給水装置浸出性能基準を以下のとおり改正する。

- 「トリクロロエチレン」の項
 - ・「水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準」について、現行の 0.003mg/L 以下から 0.001mg/L 以下に変更する。
 - ・「給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準」について、現行の 0.03mg/L 以下から 0.01mg/L 以下に変更する。
- ただし、施行日時点で現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものについては、その給水装置の大規模の改造時までは、改正後の規定の適用を猶予することとする。

3 根拠法令条項

水道法第 16 条及び水道法施行令第 5 条第 2 項

4 施行予定日

平成 23 年 4 月 1 日

●水質基準に関する省令等の一部を改正する省令案（仮称）新旧対照条文

○給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成九年厚生省令第十四号）関係

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一			
備考 (略)	一・三ーブタジ エン	(略)	(略)
	(中略)	(中略)	(中略)
備考 (略)	ベンゼン	(略)	(略)
	(中略)	(中略)	(中略)
備考 (略)	トリクロロエチ レン	○・〇〇一mg/l以下 であること。	○・〇〇一mg/l以下 であること。
	(中略)	(中略)	(中略)
備考 (略)	テトラクロロエ チレン	(略)	(略)
	(中略)	(中略)	(中略)
備考 (略)	カドミウム及び その化合物	(略)	(略)
	(中略)	(中略)	(中略)
備考 (略)	事項	水栓その他給水装置の 末端に設置されている 給水用具の浸出液に係 る基準	給水装置の末端以外に 設置されている給水用 具の浸出液、又は給水 管の浸出液に係る基準
	(略)	(略)	(略)
別表第一			
備考 (略)	一・三ーブタジ エン	(略)	(略)
	(中略)	(中略)	(中略)
備考 (略)	ベンゼン	(略)	(略)
	(中略)	(中略)	(中略)
備考 (略)	トリクロロエチ レン	○・〇〇三mg/l以下 であること。	○・〇〇三mg/l以下 であること。
	(中略)	(中略)	(中略)
備考 (略)	テトラクロロエ チレン	(略)	(略)
	(中略)	(中略)	(中略)
備考 (略)	カドミウム及び その化合物	(略)	(略)
	(中略)	(中略)	(中略)
備考 (略)	事項	水栓その他給水装置の 末端に設置されている 給水用具の浸出液に係 る基準	給水装置の末端以外に 設置されている給水用 具の浸出液、又は給水 管の浸出液に係る基準
	(略)	(略)	(略)

第 8 回厚生科学審議会生活環境水道部会における審議概要

平成 22 年 2 月 2 日に開催された第 8 回厚生科学審議会生活環境水道部会における、トリクロロエチレン（水質基準項目）に関する審議概要は以下のとおり。

- ・ 毒性評価：内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価結果に基づき、水道水寄与率（入浴時の吸入・経皮曝露分を含む。）を70%として、基準値を0.03mg/Lから0.01mg/Lに強化することが適切である。
- ・ 食品安全法（平成15年法律第48号）第24条第1項第7項の規定に基づき、水道法第4条第2項の規定に基づく水質基準を改定することについて、食品安全委員会の意見を求める。

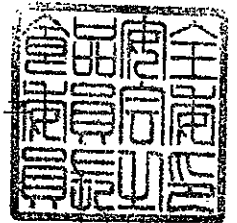


(参考2)

府 食 第 6 8 5 号
平成 2 2 年 9 月 2 日

厚生労働大臣
長妻 昭 殿

食品安全委員会
委員長 小泉 直



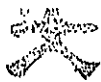
食品健康影響評価の結果の通知について

平成22年6月11日付け厚生労働省発健第0607第8号をもって貴省から当委員会に意見を求められた、水道により供給される水の水質基準改正に係る食品健康影響評価（トリクロロエチレン）の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は、別添のとおりです。

記

トリクロロエチレンの非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を1.46 μ g/kg体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを 8.3×10^{-3} /(mg/kg体重/日)とする。



(参考3)

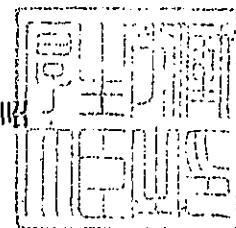
厚生労働省発健0607第8号

平成22年6月11日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長 妻



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第7号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

水道法（昭和32年法律第177号）第4条第2項の規定に基づき、厚生労働省令で定められている次に掲げる事項に係る水道により供給される水の水質基準を改正すること。

トリクロロエチレン

トリクロロエチレンについての関連情報

1. 現行規制等

水質基準値	0.03 mg/L 以下
水質管理目標設定項目目標値 (平成 15 年 10 月厚生労働省健康局長通知)	なし
その他基準	薬品基準：0.003 mg/L 以下 資機材材質基準：0.003 mg/L 以下 給水装置浸出性能基準 水栓その他末端：0.003 mg/L 以下 末端以外の給水用具又は給水管：0.03 mg/L 以下

2. 毒性評価結果

食品健康影響評価結果 (平成 20 年)	水道水質基準の設定根拠 (平成 15 年)
<p>毒性評価</p> <p>交配前から妊娠期間のラットの飲水投与試験における胎児の心臓奇形リスク (10%) に相当するベンチマークドーズの値 (WHOガイドライン第3版第1次追補(Dawsonら, 1993)) から評価。</p> <p>TDI : 1.46 μg/kg/日</p>	<p>毒性評価</p> <p>マウスの肝発がん性 (NCI, 1977) に基づいて、マルチステージモデルを用いた発がんリスクから評価。</p> <p>評価値： 0.03 mg/L (10⁻⁵ 過剰発がんリスク摂取量：1.2 μg/kg 体重/日)</p>
<p>寄与率を 70%とした場合 評価値 0.01 mg/L (3.を参照)</p>	

3. トリクロロエチレンの評価値について

- 従前の水質基準の検討において、化学物質の摂取量における飲料水の寄与率を 10%と見積もってきたが、トリクロロエチレンは代表的な地下水汚染物質であり、汚染地下水を原水としている地域等において、特異的に高濃度で水道水中に含まれる場合があり、高濃度で水道水から摂取する集団があると考えられる。
- また、従来からの寄与率の設定から算定される評価値を満足するために重大な設備投資

等を伴う対策を要することから、当該高曝露集団を想定した健康リスク評価及び曝露割合の見積もりを行って評価値を設定することが適当であると考えられる。

- トリクロロエチレンの曝露状況を考慮して寄与率を再検討した結果、水道水寄与率（入浴時の吸入・経皮曝露分を含む。）を70%とし、評価値を0.01 mg/Lに強化することが適当。

【評価値の算定】

トリクロロエチレンについては、一般に水道水中の濃度は低いですが、汚染された地下水を水源としている場合等、特異的に高濃度に存在する場合があるため、そのような場合を想定したリスク評価を行う必要がある。また、我が国のライフスタイルとして、入浴の頻度がきわめて高いことから、水道水からの蒸発に関して追加曝露を考慮すべきとしたWHOの指摘を踏まえ、入浴時における吸入及び経皮曝露を考慮すべきと考えられる。

多媒体・多経路からの曝露量の合算方法については、飲料水の評価値が過小に算定されるよう単純合計によるものとする。また、入浴時における吸入及び経皮曝露量については、WHOの指摘を踏まえて1日当たり水3L相当分と見積もることとした。

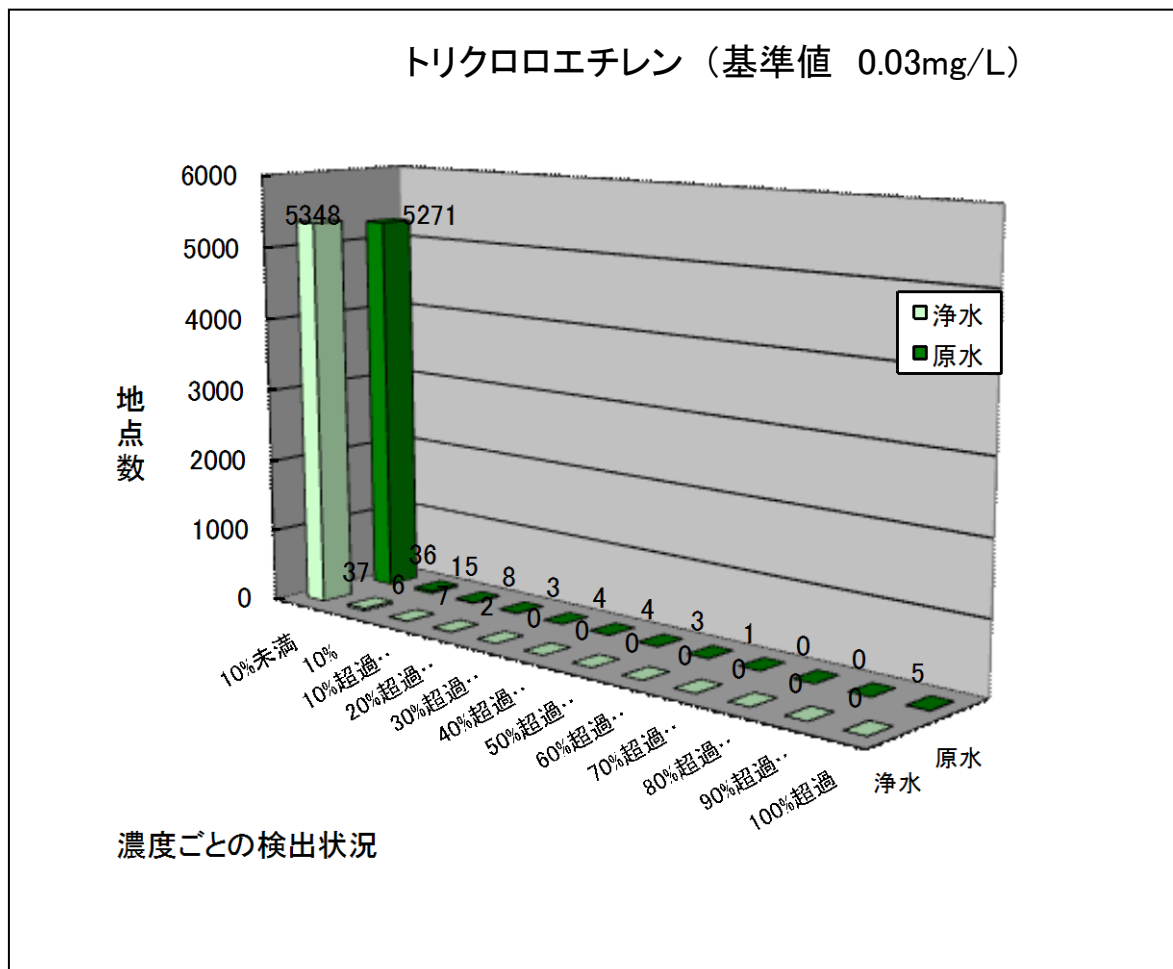
曝露評価に当たっては、我が国における各媒体濃度データを活用すべきであるため、産総研化学物質リスク管理研究センター詳細リスク評価書に示された各数値を用いることを基本とした。ただし、原水汚染がある場合の飲料水濃度については、全国の浄水濃度の最高値に近い10 µg/Lと仮定した。

以上を踏まえて曝露評価を行った結果は、下表のとおり総曝露量は71.2 µg/ヒト/日となり、水由来の寄与分は、経口飲用分と入浴時の吸入・経皮曝露分合計で70%と算定される。食品安全委員会のTDI：1.46 µg/kg/日（73 µg/ヒト/日）より、体重50 kg、水由来曝露5 L相当分/日（経口飲用分2 L+入浴時における吸入及び経皮曝露量3L）と仮定して評価値：10 µg/Lと算定される。なお、このとき、総曝露量はTDIの97.5%(=71.2 / 73) に達する。

表 トリクロロエチレンに係る曝露評価

媒体	濃度	媒体摂取量	TCE 曝露量
室内空気（平均）	1.0 µg/m ³	} 20 m ³	} 計 20 µg
室外空気（平均）	1.0 µg/m ³		
水道水（最大）	10 µg/L	2 L(飲用)	} 計 50 µg
		3 L 相当分(入浴時)	
食品（最大）	0.8 µg/kg-wet 食品	1.45 kg	1.2 µg
合計	—	—	71.2 µg

4. 水道水（原水・浄水）での検出状況（水道統計（平成19年度調査））



水質管理目標設定項目の一部改正案に関する意見の募集について

平成 22 年 9 月 6 日
厚生労働省健康局水道課

水道水質管理上注意すべき項目として、平成 15 年 10 月 10 日健発第 1010004 号厚生労働省健康局長通知により定めている水質管理目標設定項目について、今般、内閣府食品安全委員会における最新の食品健康影響評価に基づき、見直しを行うことを予定しています。このため、別添のとおり案を作成しました。

つきましては、本案に関して御意見のある場合には、下記の要領により提出してください。皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。

なお、提出していただいた御意見に対する個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

記

1. 募集期間

平成 22 年 9 月 6 日（月）～平成 22 年 10 月 5 日（火）
（郵送の場合は同日必着）

2. 資料入手方法

厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び電子政府の総合窓口[e-gov]（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

3. 提出方法

御意見には理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出して下さい。理由については、可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。

なお、提出していただく御意見には、必ず「水質管理目標設定項目の一部改正について」と明記して下さい。

〈インターネット入力フォームの場合〉

[こちらをクリックし、起動する入力フォームに記入してください。](#)

〈ファクシミリの場合〉

ファクシミリ番号：03-3503-7963

厚生労働省健康局水道課水道水質管理室あて

〈郵便の場合〉

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省健康局水道課水道水質管理室あて

4. 御意見等の提出上の注意

御意見は、日本語に限らせていただきます。

個人の場合は氏名、住所、職業、連絡先（電話番号及び FAX 番号）を、法人の場合は法人名、所在地、担当者の氏名、所属及び連絡先（電話番号及び FAX 番号）を、それぞれ記載して下さい。（連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。）

なお、寄せられた御意見は、個人を特定することのできる情報を除き、公開されることにつき、あらかじめ御了解願います。

水質管理目標設定項目の一部改正案について

第8回厚生科学審議会生活環境水道部会における、内閣府食品安全委員会における清涼飲料水に係る健康影響評価結果等を踏まえた水質管理目標設定項目についての審議結果に基づき、以下のとおり改正を行うものである。

改正案

- (1) 「トルエン」に係る目標値を現行の「0.2mg/L」から「0.4mg/L」に改める。

- (2) 農薬類の対象農薬リスト中の目標値の見直し
 - ・ 「ペンシクロン」に係る目標値を現行の「0.04mg/L」から「0.1mg/L」に改める。
 - ・ 「メタラキシル」に係る目標値を現行の「0.05mg/L」から「0.06mg/L」に改める。
 - ・ 「ブタミホス」に係る目標値を現行の「0.01mg/L」から「0.02mg/L」に改める。
 - ・ 「プレチラクロール」に係る目標値を現行の「0.04mg/L」から「0.05mg/L」に改める。

(参考資料)

平成22年2月2日第8回厚生科学審議会生活環境水道部会

資料3 今後の水質基準等の見直しの方向性について

(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/02/d1/s0202-8e.pdf>) (PDF: 596KB)